曽於市青少年研修活動事業

曽於市青少年リーダー研修 in 屋久島

目指せ!! たくましいリーダー

曽於市教育委員会と市青少年指導員会は、共催して「曽於市青少年研修活動事業」を推進し、その一環として「曽於市青少年リーダー研修」を実施しています。

本研修は異年齢集団活動での相互学習を通して、自然体験や環境学習を経験することにより視野を広げ、協調性や自立心を養い、たくましく生きる力と思いやりの心をもった、青少年のリーダーを育成することを目的としています。

今年度は、小学5年生から中学3年生までの計33人が参加。1回目の研修として、8月23日から25日にかけて屋久島青少年旅行村で宿泊学習を行いました。

研修では、屋久杉自然館で縄文杉についての説明や屋久杉を使ったクラフト活動、塚崎浜でのタイドプール（潮だまり）観察や野外炊飯（カレー）を行いました。

今回の研修のメインである縄文杉登山では、長く険しい往復22キロの道のりを約11時間かけ、一人もリタイヤすることなく踏破することができ、2泊3日の研修活動を無事に終えることができました。

世界自然遺産である屋久島の大自然と文化を肌で感じ、触れることにより、自然を愛するこころを育んだ研修でした。

大川の滝

ウィルソン株前にて

屋久杉自然館（クラフト活動）

タイドプール観察（潮だまり）

市からのお知らせ

曽於市役所からみなさんに知ってほしい情報をまとめました。

平成 29 年度 インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザ予防のため、生後６カ月児～高校３年生相当の市民および満 65 歳以上の市民を対象に予防接種費用の一部補助を行います。インフルエンザに感染しても重症化しないように早めの接種をお願いします。

1 補助の対象者（曽於市に住所のある方）

生後６カ月児～高校３年生（平成11年４月２日～平成12年４月１日生まれ）に相当する市民、満65歳以上の市民
※ただし、60歳～65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害により日常生活が極度に制限される方、およびヒト免疫不全により、日常生活がほとんど不可能な程度の免疫機能障害を有する方（おおむね、身体障害者手帳１級に相当）も対象になります。

2 補助期間

平成29年10月１日～平成30年１月31日

3 接種回数

生後６カ月児～13歳未満は２回、上記以外の方は１回

4 補助内容

１回につき2千円（生活保護受給者は3千円）補助します。接種料との差額分が自己負担となります。

5 補助医療機関

原則として曽於市内の医療機関
※ただし、65歳以上で左記に該当する方は補助の対象となります。
①鹿児島県内の他市町に主治医のある方
②県外に入院・入所中の方
※接種前に必ず市役所 保健課にお問い合わせください。

お問い合わせ先　保健課　☎０９８６-７６-８８０６

平成30年度　准看護師科（医療高等課程）

学　生　募　集　！！

あなたも看護師になりませんか

『専門実践教育訓練給付金』対象講座です。
本科では、2年間で准看護師試験の受験資格が取得できます。
免許取得後は、准看護師として働くことができます。また、本校看護師科(夜間定時制3年)への進学も可能です。
☆平成28年度 准看護師資格試験 １００％合格！！

■募集人員／70名(1次募集・2次募集合計)
■修業年限／2年
■受験資格／中卒以上で高卒程度の学力を有する者
■試験科目／現国(高1程度)、基礎知識(中卒程度)、作文、面接
■入試日程／1次募集　平成29年11月25日(土)
　　2次募集　平成30年 1月27日(土)
■出願期間／1次募集　平成29年10月10日(火) ～ 11月10日(金)
　　2次募集　平成30年 1月 5日(金) ～ 1月19日(金)

一般社団法人　都城市北諸県郡医師会
都城看護専門学校
●お問い合わせ先
〒885－0073　都城市姫城町9街区3号
TEL　0986-22-0711(事務)・22－0775(教務)
都城看護専門学校｜検索
http://www.m-kango.com/

¥国民年金のはなし

老齢年金の受給資格期間は満たしていますか？

老齢年金は、受給資格期間が１２０月以上（平成29年７月31日までは３００月以上）なければ受け取ることができません。受給資格期間とは、保険料納付済期間・免除承認期間・厚生年金加入期間等です。

国民年金の強制加入期間は、20歳～60歳までですが、60歳到達時点で受給資格期間が１２０月に満たない方や、満額の老齢基礎年金をもらえない方は、申出により60歳以降でも保険料を納めることができる任意加入制度があります。

◆任意加入ができる方

1 受給資格はあるが、満額を受給できない方（60歳～65歳）
2 受給資格を満たしていない方（60歳～70歳）
3 外国に居住している日本人（20歳～65歳）

◆注意事項

1 厚生年金被保険者の方は加入できません。
2 保険料は原則として口座振替での納付となります。手続きの際は、通帳と通帳印を必ずご持参ください。
3 申し込みをした日の属する月分から保険料を納付することができます。納付が困難になった場合や、それ以上納付を必要としない場合は、資格喪失申出をした日の属する月の前月分までの納付が必要です。

お得な付加年金をご存知ですか？

国民年金には付加年金という制度があります。これは月々の定額保険料に付加保険料（月額４００円）を追加して支払うと、65歳からの老齢基礎年金に付加年金（年額２００円×納付月数）が上乗せされる制度です。加入は任意で、別途お申込みが必要です。

◆付加保険料を納付できる方

第１号被保険者（国民年金加入者・任意加入者）
※保険料の免除が承認された方や国民年金基金に加入している方は除きます。

◆注意事項

申し込みをした日の属する月分から保険料を納付することができます。納付が困難になった場合や、それ以上納付を必要としない場合は、辞退申出をした日の属する月の前月分までの納付が必要です。

【例えば】
付加保険料を10年間（１２０月）支払うと・・・
（支払う額）４００円×１２０月＝４８０００円（総額）
（もらう額）２００円×１２０月＝２４０００円（年額）

付加年金は…

「200円×納付月数」が一生涯上乗せされ続けます。
つまり、２年で元がとれるとてもお得な制度です。
申込みの手続きは、市役所各支所年金窓口までお願いします。

鹿屋年金事務所による移動相談

期　日	時　間	場　所	予約先
10月　5日（木）	午前10時～午後3時	本庁（末吉）１階会議室	本庁 国民年金係　☎ 0986-76-8805
11月　9日（木）		大隅支所別館２階大会議室	大隅支所 市民係　☎ 099-482-5923

※相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切りますのでご了承ください。

鹿屋年金事務所・都城年金事務所へ直接相談に行かれる皆さんへ

年金事務所での相談は予約優先制となっており、予約をされると待ち時間なくスムーズにご案内できます。相談時間は、12～13時を除く、（平日）8：30～16：30・（週初日）8：30～18：00・（第２土曜）9：30～15：15です。予約を希望される方は、☎0570-05-1165へお電話ください。予約電話受付時間は（平日のみ）8:30～17:15です。予約状況により日時の調整をさせていただく場合がございます。

お問い合わせ先　市民課・各支所地域振興課
本庁 ☎ 0986-76-8805　大隅 ☎ 099-482-5923　財部 ☎ 0986-72-0934

生活トラブルのはなし

突然届く「当選メール」にご注意ください

お問い合わせ先
商工観光課
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

【事例】
申し込んだ覚えはないのに、1500万円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料の請求があり、合計で3万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。
（20代 男性）

ある日突然携帯電話に届いた「賞金」の当選メール。賞金を受け取ろうと相手に連絡したところ、手数料などの名目で逆に数万円を請求されて支払ってしまったという相談が、実際に市内でも寄せられています。

○ 申し込んでもいない賞金が当選することはありません。
○ 「当選したのでお金がもらえる」「有料サイトの料金が未納」などの心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても、絶対に相手にせず、すぐ削除してください。
○ ギフト券などのプリペイドカードでの支払いを要求するのは詐欺の手口です。
○ 安易に相手に連絡してしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を聞き出されたりする危険性があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。

心配なときは、早めに消費生活センターまでご相談ください。

曽於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

曽於市では、11月8日（水）午前10時～正午に本庁1階会議室にて消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。

秋の行政相談所を開設

困ったら　一人で悩まず　行政相談

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについての疑問や意見・要望はありませんか。
行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国などの行政サービスや行政の仕組み・手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れなどを行っています。当市担当の行政相談委員が相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

会　場	実施日	時　間	場　所	行政相談委員
末吉地区	10月16日（月）	午前10時～午後3時	末吉中央公民館	稲留　正文
大隅地区	10月20日（金）		大隅中央公民館	久留　守
財部地区	10月20日（金）		財部交流館	井手上　絹子

お問い合わせ先
総務課・各支所地域振興課
末吉 ☎ 0986-76-8801　財部 ☎ 0986-72-0931　大隅 ☎ 099-482-5921
総務省鹿児島行政監視行政相談センター　監視行政相談課　☎ 099-224-3247
（旧：鹿児島行政評価事務所）

80歳になっても20本以上、自分の歯！

8020達成　おめでとうございます

8月27日、第13回曽於市社会福祉大会が末吉総合センターで開催され、各種功労者表彰や感謝状贈呈が行われました。その中で8020達成者の表彰があり、23名の方が表彰されました。8020を達成するには、小さい頃からの規則正しい食習慣と手入れが大切です。健康な口は、全身の健康の入り口です。みなさんも歯と口の健康づくりに心がけましょう。

8020達成者（敬称略）

年齢：平成29年12月31日現在

氏　名	年齢と本数
前山　カズ子	84歳で20本
花牟禮イツ子	83歳で22本
東　政一	83歳で23本
永山　實秋	82歳で22本
湯之上フヂ子	81歳で23本
東丸スミ子	81歳で22本
谷口　溫	81歳で24本
坂元　フミ	81歳で21本
吉留　利則	81歳で23本
加治木敦子	81歳で27本
酒匂　茂巳	81歳で27本
加塩　洋子	80歳で22本
徳丸　光秀	80歳で30本
吉永ハツミ	80歳で20本
中吉代里子	80歳で24本
東別府一子	80歳で20本
徳留　重男	80歳で24本
末鶴　光夫	80歳で20本
稲森　スミ	80歳で26本
谷川　善明	80歳で25本
竹内　娃子	80歳で20本
高木　政子	80歳で29本
牧元　宝治	80歳で28本

¥ 税チャンネル

国民健康保険税について

「国保」は、病気やけがに備え加入者のみなさんがお金を出し合い、医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

職場の健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入されている方や生活保護を受けている方を除く全ての人が、国保に加入します。

職場の健康保険等から脱退して、その他の社会保険等（被扶養者の社会保険等）に加入されない場合には、国保への加入手続きを必ず行ってください。

また、**国保への加入日**は、届けた日ではなく社会保険等を**喪失した日**からとなります。届け出が遅れますと、喪失した日まで遡って課税されるため、納付が困難となる場合があります。反対に、社会保険を取得した場合は、国保脱退の手続きが必要となります。

国保税は世帯主に課税されます

世帯主が社会保険であっても、世帯員が国保に加入すると、世帯主に国保税を納める義務が発生します。

納付が困難な場合は、ご相談ください

退職等により国保資格を取得したものの、収入が減った為に期毎の納付が困難となる場合があります。そのような場合は、本庁税務課（各支所税務係）へご相談ください。

大隅税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会のご案内

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

消費税軽減税率制度について

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10％への引上げと同時に実施されるもので、次の①および②が軽減対象品目となります。

① 酒類・外食を除く飲食料品
② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

また、軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時・会場等

日時

▼平成29年11月13日（月）
午後2時～午後3時30分

▼平成29年11月14日（火）
午前10時～午前11時30分

▼平成29年11月15日（水）
午後2時～午後3時30分

会場

▼大隅合同庁舎　4階　会議室
曽於市大隅町岩川6491-2

その他

※会場の席数には限りがあります。参加の際は事前に窓口へお申込みください。（定員60名）

※駐車場には限りがあり、混雑が予想されます。なるべく公共交通機関をご利用ください。（バスご利用の場合、岩川バス停下車徒歩1分）

申込み・お問合せ窓口

大隅税務署　総務課
☎0994-82-0007

※ご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

10月の納期について

□住民税	3期
□国民健康保険税	5期
□介護保険料	5期
□後期高齢医療保険料	4期

※口座振替をされている方は、10月31日に振替しますので残高のご確認をお願いします。

お問い合わせ先　税務課・各支所地域振興課税務係
本庁　☎0986-76-8804　大隅　☎099-482-5922　財部　☎0986-72-0932

子育てふれあいひろば

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 子育てひろば 壁面作り	4 子育てひろば 壁面作り	5 親子ふれあい遊び 壁面作り・わらべうた	6	7
8	9	10 子育てひろば 自由あそび	11 育児講座 救急のおはなし	12 育児講座 パクパクッキング	13	14
15	16	17 子育てひろば ゲームをしよう	18 子育てひろば 身体測定・健康相談	19 親子ふれあい遊び ゲームをしよう	20	21
22	23	24	25 親子ふれあい遊び ミニミニ運動会	26 親子ふれあい遊び 英語であそぼう・誕生日会	27	28
29	30	31 子育てひろば 遊べるおもちゃをつくろう				

【時間】

子育てひろば　午前 10 時～ 11 時 30 分
親子ふれあい遊び　午前 10 時～ 11 時 30 分
育児講座　午前 10 時～ 11 時 30 分

【場所】

●生きいき健康センター
●大隅弥五郎伝説の里
●財部保健福祉センター

園庭開放
月曜日～金曜日　午前10 時～午後 3 時
育児相談
月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 4 時

育児講座「救急法」

10/11（水）財部保健福祉センター
講師：大隅曽於地区消防組合　救急救命士さん
「子どもをとりまく事故防止について・いざという時のための対処法など」子育て中の方々に身近な事例などの紹介や、すぐに役立つお話が聞けます。

身体測定・健康相談

10/18（水）財部保健福祉センター
どれだけ大きくなったか身長、体重測定を行います。保健師による健康相談もあります。母子手帳をご持参ください。

育児講座「フラワーアレンジメント」

11/2（木）生きいき健康センター
講　師：片平幸美さん
材料費：自己負担 800 円当日お願いします。
限定 10 組
希望される方は 10 月 23 日（月）～ 10 月 27 日（金）までにお申し込みください。

育児講座「パクパクッキング」

10/12（木）生きいき健康センター
時　間：9：30 ～ 11：30
講　師：曽於市役所栄養士の田中友里恵さん
対　象：離乳食完了児の親子（1 歳 6 カ月～）
予約受付：10 月 2 日（月）～ 6 日（金）
各自準備していただくもの：エプロン，三角巾

ミニミニうんどうかい

10/25（水）生きいき健康センター
生きいき健康センターでミニミニうんどうかいを開催します。あかちゃんのハイハイ競争など、楽しいプログラム満載です。動きやすい服装でご参加ください。水分補給用飲み物持参。

※各育児講座を詳しく知りたい方は
「子育て支援センター」までお問い合わせください。

お問い合わせ先　曽於市子育て支援センター　☎ 0986-76-6565（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ　http://www.smile-kids.jp/sooshi

新地公園グラウンド・ゴルフ場オープン！

10月1日、曽於市民プール横に「新地公園グラウンド・ゴルフ場」がオープンしました。このコースは全面芝生の6コース（ダブルコース）でグラウンド・ゴルフを楽しめます。また､テントや机などの貸出しも行います。多くの市民の皆さんのご利用をお待ちしています。

◆コース
・8ホール×6コース（ダブルコース）
◆使用時間
・午前9時～午後5時まで
◆休業日
・1月1日～1月4日まで
・12月28日～12月31日まで
◆受付場所
・新地公園グラウンド・ゴルフ場管理棟
◆申込先
・管理棟 0986-76-8337

【使用料金】

個人使用（市内）	半日	無料	用具（クラブ等）の貸出しは、無料
	全日		
個人使用（市外）	半日	1人　100円	
	全日	1人　200円	
貸切使用	半日	2160円	
	全日	4320円	

※半日とは
・午前9時～午後1時
・午後1時～午後5時
※全日とは
・午前9時～午後5時
※市内の公共的団体が使用する場合、使用料は減免できます。

お問い合わせ先　教育委員会社会教育課　☎099-482-5958

特設人権相談所を開設

お問い合わせ先　市民課戸籍係　☎0986-76-8805

曽於市では、特設人権相談所を開設します。
家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。当日の相談は無料で、曽於市の人権擁護委員が相談に応じ、秘密は堅く守られます。

≪特設人権相談所開設日≫

期　日	時　間	場　所
10月13日（金）	午前10時～午後3時	末吉中央公民館

○今後の開催予定日および場所　12月8日（金）　市内各支所管内3カ所

秋の農作業事故ゼロ運動について

「声をかけあい　助けあい　作業事故０へ！」

農繁期である10月は、県内一斉の「農作業事故ゼロ運動」の実施期間中です。

県内では農作業中の死亡事故が後を絶たず、特にトラクターなどの転落、転倒による事故が目立っています。

日常の見慣れた景色にこそ危険が潜んでいます。

地域、家庭で「農作業安全」の声を掛け合い、ゆとりをもって無理のない農作業に心掛けましょう。

①作業に出かけるときは、家族等に行き先と帰宅時間を伝えましょう。
②機械や農具の整備状況、道路や圃場の環境を確認しましょう。
③トラクターに乗るときは、安全フレームを装着し、シートベルトとヘルメットを着用しましょう。
④作業にあった服装と保護具を着用しましょう。特に、頭部へのダメージは致命傷となるので、ヘルメットを着用するようにしましょう。
⑤労災保険に加入しましょう。

お問い合わせ先　農林振興課・各支所産業振興課
本庁 ☎0986-76-8808　大隅 ☎099-482-5950　財部 ☎0986-72-0938

広告

ＪＡ農機ハウスローンキャンペーン実施中

農機具購入を考えている方
今がチャンスです！！

今なら利子補給・保証料助成あり！！

お問い合わせ先　そお鹿児島農業協同組合

大隅支店：099-482-6813　財部支店：0986-72-3114
末吉支店：0986-76-7703　本　　所：099-482-6807

ＪＡそお鹿児島の
マスコットキャラクター
そお太くん

※利子補給を受けられる方は、諸条件がありますので
詳しくはお近くのＪＡ窓口にご相談ください。

曽於市議会議員選挙の投票日です

選挙権のある人
選挙人名簿に登録されている方

年齢要件
平成11年11月20日までに生まれた方

住所要件
平成29年8月11日以前に曽於市に転入届を提出し、引き続き曽於市に住所を有している方

投票所入場券
投票日前に選挙権のある方へ投票所入場券（ハガキ）を郵送します。投票所（期日前投票所含む）には、ご自分の入場券をご持参いただき、投票してください。
※入場券が届かなかったり忘れたりした場合でも、選挙権がある本人と確認できれば投票できます。

投票時間
午前7時～午後7時

投票所

各ご家庭に郵送された投票所入場券（ハガキ）に投票できる投票所が記載されていますので、曽於市内投票所一覧表（左表参照）をご覧のうえ、お越しください。

期日前（不在者）投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない方は、事前に期日前（不在者）投票をすることができます。

期間

11月13日（月）～11月18日（土）

時間

午前8時30分～午後8時

場所

本　庁　1階会議室
財部支所　1階会議室
大隅支所　1階会議室

開票の日時・場所

開票は即日開票されます。

日時

11月19日（日）午後8時30分から

場所

末吉総合体育館

投票・開票速報

投票速報は、随時、ソオグッドFMでお知らせします。また、最終投票率は、確定しだい放送します。

開票速報は、午後9時30分以降、開票作業が進みしだい随時放送します。

曽於市内投票所一覧

投　票　区	投　票　所
第 1 投票区	財部中央公民館
第 2 投票区	財部南地区公民館
第 3 投票区	中谷小学校体育館
第 4 投票区	七村自治公民館
第 5 投票区	宇都公民館
第 6 投票区	財部北地区生活改善センター
第 7 投票区	末吉中央公民館
第 8 投票区	高岡小学校体育館
第 9 投票区	橲小学校体育館
第 10 投票区	末吉南部地区青少年館
第 11 投票区	岩北小学校体育館
第 12 投票区	末吉岩南地区研修センター
第 13 投票区	諏訪小学校体育館
第 14 投票区	末吉光神地区研修センター
第 15 投票区	深川小学校体育館
第 16 投票区	柳迫地区研修センター
第 17 投票区	末吉北部地区青少年館
第 18 投票区	末吉東部地区青少年館
第 19 投票区	末吉西部地区研修センター
第 20 投票区	岩川地区農業構造改善センター
第 21 投票区	大隅農村環境改善センター
第 22 投票区	大隅高齢者コミュニティセンター
第 23 投票区	大隅北地区公民館
第 24 投票区	大隅恒吉地区公民館
第 25 投票区	大隅農産加工センター
第 26 投票区	大隅月野地区公民館
第 27 投票区	大隅南地区農業構造改善センター

入場券裏面

入場券の裏に期日前投票用の宣誓書が記載されています。期日前投票をされる方は、左記記載例を参考に、必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

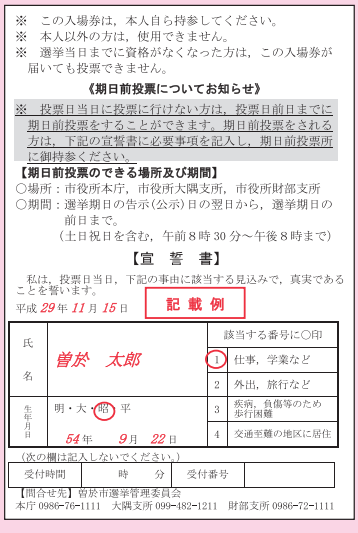

※　この入場券は，本人自ら持参してください。
※　本人以外の方は，使用できません。
※　選挙当日までに資格がなくなった方は，この入場券が届いても投票できません。

《期日前投票についてお知らせ》

※　投票日当日に投票に行けない方は，投票日前日までに期日前投票をすることができます。期日前投票をされる方は，下記の宣誓書に必要事項を記入し，期日前投票所に御持参ください。

【期日前投票のできる場所及び期間】
○場所：市役所本庁，市役所大隅支所，市役所財部支所
○期間：選挙期日の告示（公示）日の翌日から，選挙期日の前日まで。
（土日祝日を含む，午前８時 30 分～午後８時まで）

【宣　誓　書】

私は，投票日当日，下記の事由に該当する見込みで，真実であることを誓います。

平成 29 年 11 月 15 日　記載例

氏名	曽於　太郎	該当する番号に○印
		① 仕事，学業など
		2 外出，旅行など
生年月日	明・大・昭 平 54 年 9 月 22 日	3 疾病，負傷等のため歩行困難
		4 交通至難の地区に居住

（次の欄は記入しないでください）

受付時間	時　分	受付番号	

【問合せ先】曽於市選挙管理委員会
本庁 0986-76-1111　大隅支所 099-482-1211　財部支所 0986-72-1111

の健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成28年度決算の健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の4指標と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告するとともに、市民のみなさんに公表します。

健全化判断比率では、財政運営が破たん状態になる「財政再生基準」と、その手前の財政状態の危険を示す「早期健全化基準」が設けられていて、4つの指標がすべて基準以内であれば財政状態が健全とされます。

曽於市の比率は、いずれも基準を下回っており、本市の財政は健全だということがいえます。

市では、今後も健全な財政運営を心掛けながら、住民サービスの向上に努めて参ります。

『健全化』の基準を超えると？

早期健全化基準を超えた場合

自主的な改善努力による財政の健全化を図ることになります。財政健全化計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

財政再生基準を超えた場合

財政再生団体となり、国の管理のもと財政の再生を図ることになります。国の同意がないと借金ができなくなる等色々な制約が課せられます。

早期健全化と同様に財政再生計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

経営健全化基準を超えた場合

公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることとなります。

各計画策定後は、議会の議決を経て公表し、県知事へ報告することとなります。

財政健全化計画や財政再生計画を作ったあとはどうなる？

計画の実施状況は毎年公表されます。取り組みが不十分な場合は、国または県が、地方公共団体に対し必要な勧告を行うこととなります。地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

『財政健全化法』とは？

財政健全化法とは、北海道夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、国が「早期健全化段階（イエローカード）」、「財政再生段階（レッドカード）」の２段階で地方公共団体の財政悪化をチェックすることにより、財政状況の改善を早期に促すための法律です。

『財政破たん』とは？

赤字額が標準的な財政規模の一定割合を超えた状態を言います。

破たんすると、国の関与のもと再建することとなり、市民サービスの低下、市税や公共料金などの引き上げをせざるを得なくなり、市民生活に大きな影響をおよぼすことになります。

『健全化』の判断方法とは？

財政健全化法により、普通会計と公営事業会計や第三セクター等を含めた市の財政運営に影響をおよぼす可能性のあるすべての会計を対象に「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」および「将来負担比率」の４指標と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を用いてそれぞれの基準により判断します。

財政の健全な段階
指標の整備と情報開示の徹底
○監査委員の審査
議会へ報告
市民へ公表

早期健全化となった段階
自主的な改善努力による財政健全化
○財政健全化計画の策定
（議会の議決）
○実施状況を議会へ報告
市民へ公表
○外部監査の実施

財政再生となった段階
国等の関与による確実な再生
○財政再生計画の策定
（議会の議決）
○実施状況を議会へ報告
市民へ公表
○地方債（借金）の制限
○外部監査の実施
○財政運営が計画に適合しないと認められる場合は、予算の変更等を勧告される。

健全経営　公営企業の経営の健全化　経営悪化

平成28年度決算　曽於市の財政

曽於市の財政の健全化判断比率および資金不足比率の対象となった会計は下表のとおりです。

○健全化判断比率

比　率	実　質 赤字比率 ※1	連結実質 赤字比率 ※2	実　質 公債費比率 ※3	将　来 負担比率 ※4
平成28年度	―	―	5.5%	―
早期健全化基準 （イエローカード）	12.93%	17.93%	25.0%	350.0%
財政再生基準 （レッドカード）	20.00%	30.00%	35.0%	
（参考）平成27年度	―	―	6.2%	―
（参考）平成26年度 県内市町村の平均	―	―	8.4%	26.1%

※　実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はないため「－」と記載。
※　健全化の状況を判断するため、早期健全化基準と財政再建基準を記載。

○資金不足比率

会　計　名	資金不足 比　率 ※5
水道事業会計	―
公共下水道事業特別会計	―
生活排水処理事業特別会計	―
笠木簡易水道事業特別会計	―
経営健全基準	20.00%

※資金不足がないため「－」と記載。

※1 実質赤字比率『実質赤字額はなし』

１年の間に入ってきたお金より使ったお金が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。これらの比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。

曽於市の一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率はありません。

※ 2 連結実質赤字比率（連結実質赤字額はなし）

市のすべての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

曽於市の全ての会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、連結実質赤字比率はありません。

※3 実質公債費比率『5.5%』

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。

よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

※ 4 将来負担比率（将来負担額はなし）

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

曽於市の将来負担額を基準等の充当可能財源が上回っていることから、将来負担比率はありません。

※5 資金不足比率

『水道事業・公共下水道事業・生活排水処理事業の全ての会計において資金不足額はなし』

曽於市の公営企業（水道事業・公共下水道事業・生活排水処理事業）の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

曽於市決算

の決算を公表します

市民の皆さんに納めていただいた税金や、国・県からの補助金などの歳入は、私たちの生活をよりよくするために様々な形で使われています。

9月29日に開催された曽於市議会において、市の平成28年度決算が認定されましたので、公表します。

一般会計の歳入状況

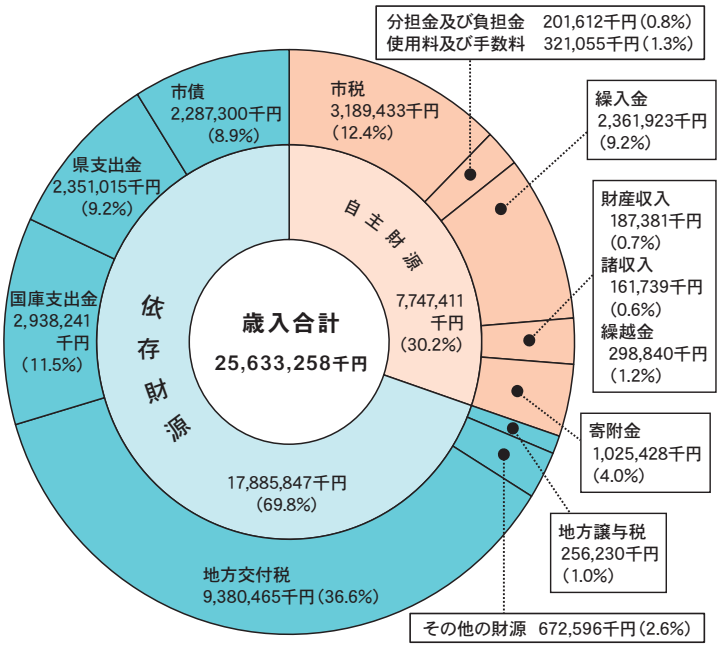

歳入関連用語解説

自主財源
市税をはじめ、使用料や手数料など市が自主的に収入するお金

依存財源
地方交付税や国・県支出金など国や県から交付されるお金

使用料および手数料
市の施設を使ったり住民票などの交付に手数料として支払うお金

繰入金
各種基金の取り崩しによって繰り入れられたお金

財産収入
市の持つ財産を貸したり売ったりして得られたお金

分担金・負担金
事業のための受益者分担金、保育所保護者負担金、老人ホーム入所負担金など受益に伴って市に納入されるお金

地方交付税
所得税など国が徴収した税金の中から市人口や税収などの状況に応じて交付されるお金

市債
市の借金のこと。大きな事業を行うため国や金融機関から借り入れるお金

国庫・県支出金
事業を行うために、国や県から交付されるお金

地方譲与税
国が徴収した自動車重量税などから配分されるお金

一般会計は収入・支出とも減

市の会計は「一般会計」、「特別会計」、「企業会計」に分かれています。

一般会計は、行政を運営するために必要である基本的な収支を管理している会計です。

収入は256億3325万8千円、支出は246億5386万4千円でした。

歳入

歳入の大部分は国や県などに頼るお金で依存財源とよばれ69・8%を占めています。

その中でも、市が一定水準の行政サービスを保つために交付される「地方交付税」が全体の36・6%を占めており、次いで国からの補助金等の「国庫支出金」が11・5%、県からの補助金等の「県支出金」は9・2%、建設事業等に使われる「市債」が8・9%となっています。道路整備や建物等の建設事業である投資的事業については、緊急度や効果を十分に考慮し、合併特例債や過疎債などの有利な市債の発行に努めています。

市が自らまかなえるお金である自主財源は、30・2%となっていますが、皆さんに納めていただいた「市税」は12・4%です。

歳出（性質別）

歳出を、使った性質別に見てみると「人件費（11・9%）」、「物件費（13・3%）」および「扶助費（18・2%）」等の消費的経費が全体の52・4%を占めています。「普通建設事業費」および「災害復旧事業費」の投